

保育園給食に関する保護者説明会

日時 平成 17 年 12 月 17 日(土)

場所 区役所 304・5 会議室

1 全体概要

2 説明資料

- ① 保護者の皆様へ給食見直しについてのお知らせ
- ② 保育園給食の流れと委託事業者の仕事内容
- ③ 仕様書の内容
- ④ 直営と委託の比較
- ⑤ サービスの向上
- ⑥ 保護者の声の反映
- ⑦ 今後の子育て支援事業の展開
- ⑧ 保健福祉部関連歳出決算構成比

3 三河島保育園での経緯 (第二回説明会 報告書)

4 ひぐらし保育園での経緯 (第二回説明会 議事録等)

三河島 保健福祉部

石川

岡田

松村

根岸

保井

石川

岩田

13日(2名)

司会

長田

前田
杉並

1. 全体概要

資料 1-1

1 背景

(1) 給食サービスに対するニーズの高度化・多様化

- ◇ 生涯にわたる健康生活が重視されるなか、発育・発達の重要な時期である乳幼児期における[食]の大切さが見直されてきています。

保育園においても、園児の発達状況に応じた「食べる力」の育成を基本に、アレルギーへの的確な対応、食を通じた健康管理や豊かな人間性の育成などの取り組みが求められています。

(2) 保育園給食における民間活力導入の流れ

- ◇ 保育園給食は、戦後の経済の混乱期で食糧事情が乏しかった時代に、副食を主体にした給食の提供から始まり、S45年には完全給食が実現しています。保育園では、安全で栄養バランスのとれた、美味しい給食の提供に努めてきました。

しかし、社会経済状況が変化し、給食産業の発達や規制緩和が進むなか、民間活力を導入しての給食の提供が可能になってきております。

平成10年には、保育園における調理業務の委託を可能にする厚生労働省の通達もだされ、23区で9区121の区立保育園で給食委託が行われているほか、荒川区の公設民営保育園で調理委託が行われている例もあります。

また、荒川区の小中学校でも、平成16年度で、全校での調理委託が完了しています。

- ◇ このような背景のもと保育園での、給食サービスの向上を図るためには、時代の変化に対応した実施体制の見直しを行い、最小の経費で最大のサービスを提供する使命を果たしていく必要があります。

2 給食サービス向上の見直し

(1) 食育の推進

- ◇ 乳幼児期は、さまざまな食材と出会い味覚を育てる大切な時期であり、味覚や食習慣の基礎が形成されます。このため保育園において「食育」に取り組んでいくことが極めて重要です。

- ◇ このため、素材の味を活かした安全な給食を提供し、美味しく・楽しく食べることを基本に、食物の栽培・収穫の経験や、食事作りの手伝いを体験すること等に加えて、正しい食事のとり方・体に必要な栄養素・食と文化などへの興味や関心を引き出す保育を進めます。

- ◇ また、園児の保護者や地域の子育て家庭に対しても、離乳食・栄養の偏り・不規則な食事・生活習慣病・肥満など、栄養に関する専門的な相談に応じられるようにします。

(2) きめ細かなアレルギー対応

- ◇ 食物アレルギー対応の現状は、0歳児のみ代替食を用意し、1歳児以上は除去食を提供することが基本となっています。今後、除去食だけでは栄養が不足する面を保育園の給食で補えるよう、全年齢にわたる代替食の提供を基本としていきます。

(3) 給食内容の充実

- ◇ 保育園の献立は全園共通となっていますが、今後、園児の嗜好等を反映させ、園独自の行事食等にアレンジをすることが出来るようにしていきます。
- ◇ 土曜日の献立を、通常の日と同等の献立にしていきます。
- ◇ 子どもが楽しみにしている手作りおやつ回数を増やしていきます。

3 実施体制の見直し

(1) 栄養専門職の配置

- ◇ 現在は、児童福祉課に配属されている栄養士が 15 園の栄養指導をしています。今後栄養指導を行う専門職を各保育園に順次配置し、きめ細かな給食サービスの向上を図れるようにしていきます。

(2) 調理業務の民間委託

- ◇ 給食サービスを充実させていくためには、限られた財源のなかで効果的・効率的な体制づくりを進めることが不可欠です。
- ◇ また、少子化が進むなか、一時保育の実施・延長保育の拡大・子育て交流サロンの増設など、幅広い次世代育成支援策の充実が必要となってきており、保育園の運営にかかる多大なコストについても見直しが求められております。
- ◇ これらのことから、民間事業者の持つ専門性や経済性を活かした調理委託を進めることが不可欠となっており、平成 18 年 4 月に三河島保育園及びひぐらし保育園で調理委託を開始する予定です。

4 委託の進め方

- (1) 献立の作成・食材の発注・検収等は今まで通り区が行い、保育園の調理室を使って調理・配膳・洗浄・清掃等、一連の業務を委託の範囲とします。
- (2) 委託事業者の選定にあたっては、保育園給食の実績を重視するとともに、資格や経験等の面での確かな人員配置ができることを条件としていきます。
- (3) 委託に先立ち、準備期間を設け、引継ぎや習熟に万全を期します。
- (4) より良い給食サービスが提供できるよう、園と委託事業者が緊密に連携して、園児や保護者等に対応できる体制をつくりまします。

現在

常勤 栄養士 平成17年11月
非常勤 〃

保育園の栄養士さんの考
えた会食のメニュー、楽し
くて、おいしいよ！



① 保護者の皆様へ給食の見直しについてのお知らせ

保育園において食育の推進、アレルギー対応の強化、給食内容の充
実等のサービス向上を進めます。また、これを効率的・効果的实施する
ため、調理業務を民間に委託します。

平成18年4月に、三河島保育園とひぐらし保育園の2園から委託
を開始する予定です。

荒川区保健福祉部児童福祉課

サービス向上について

1. 食育の推進

子ども達の食に関する興味や関心を引き出す保育を
行うとともに、保護者の栄養相談にも応じます。

2. アレルギー対応の強化

1歳児以上の子どもについても、除去食から代替食
へと対応を強化します。

3. 給食内容の充実

行事食を園独自にアレンジする・土曜日献立の充実・
手作りおやつ回数を増やすなど、給食を充実しま
す。

実施体制について

【区が行うこと】

サービスの向上を進めるため、保育園
に栄養士を順次配置します。

【委託事業者が行うこと】

保育園の調理室を使って

1. 調理・配膳をします。
2. 食器・調理器具の洗
浄・消毒保管をします。
3. 調理室の清掃をし
ます。

これまで通り、安全でおいしい給食を継続する
ため、

1. 献立の作成・調理方法の指示を行います。
2. 食材の発注・検収等を行います。
3. 安全・衛生管理を徹底します。

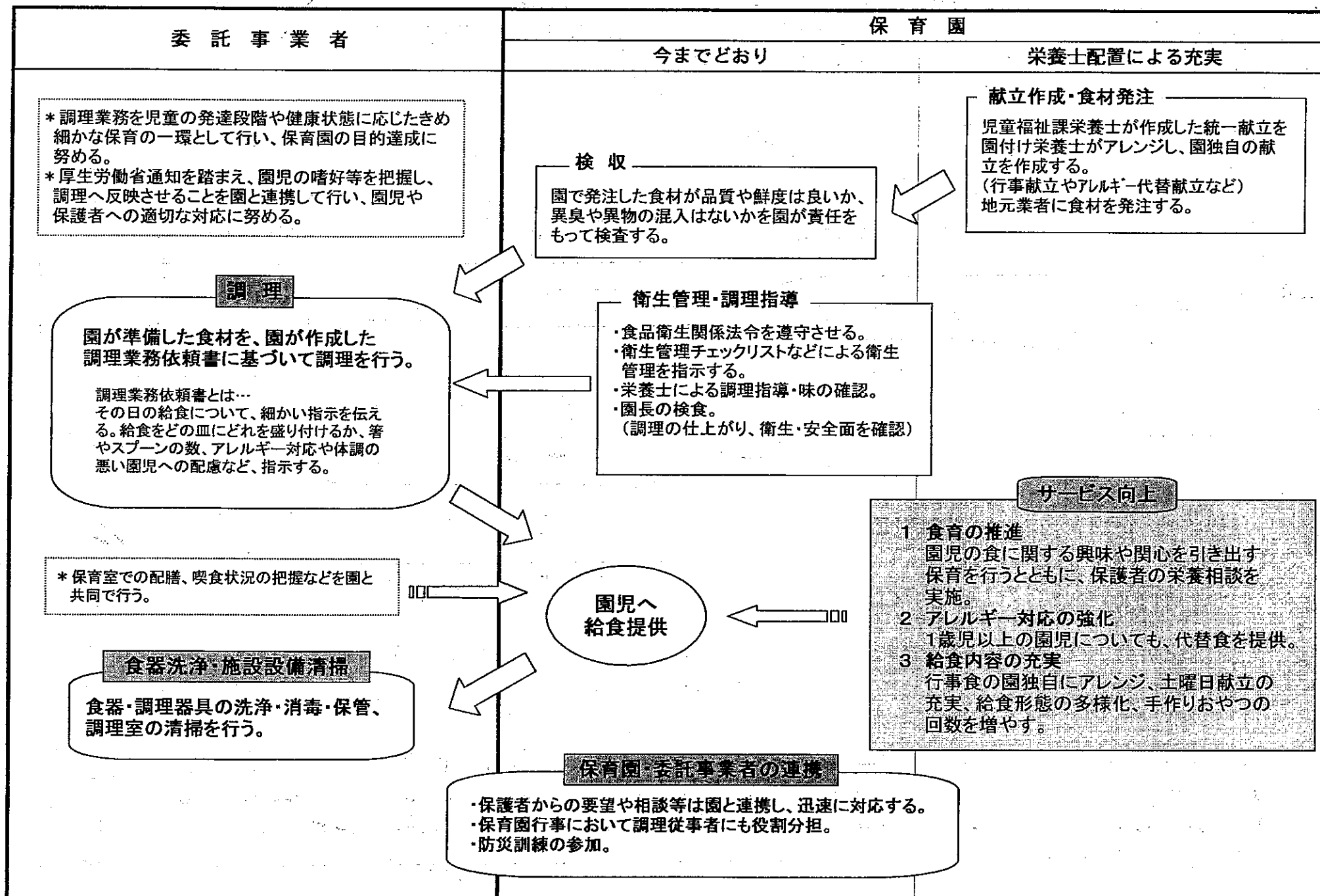


給食産業の発達や規制緩和が進むなか、9区121園の区立保育園・荒川区の公設民営保育園および全小中学校で給食調理業務の委託が
行われています。区立保育園でも、民間事業者の専門性や経済性を活かしてコストを削減しながら、サービスの向上を図ります。

さくら保育園

② 保育園給食の流れと委託事業者の仕事内容

資料2-2



③ 仕様書の内容

検討中

衛生

- ・食品衛生責任者による関係法令の遵守
- ・労働安全衛生法に基づく健康診断の実施
- ・定期的な検便の義務付け
- ・衛生管理チェックリスト等による衛生管理の確認
- ・保健所による立ち入り検査や受託業者自身による衛生検査
- ・事故があったときの受託業者の損害賠償義務

栄養・味付け

- ・食事摂取基準に基づく栄養が確保された献立を区の栄養士が指示
- ・調理・味付け等も区の指導に従う
- ・園長による検食、不合格の場合の手直し
- ・厚生労働省通知を踏まえ、児童の嗜好等を把握し、調理へ反映させることを園と連携して行う
- ・アレルギー代替食の提供

苦情・相談

- ・保護者からの要望・相談等は園と連携し、迅速に対応
- ・保育園運営に係る者として不適切な言動をした場合の指導や改善

全般

調理業務を児童の発達段階や健康状態に応じたきめ細かな保育の一環として行い、保育園の目的達成に努める

- ・保育園行事における調理従事者の役割分担
- ・防災訓練への参加

保育園の個別事情

人員体制

- ・配置する人員の条件
責任者…身分は正社員、栄養士の免許、0歳児保育園調理業務経験等
副責任者…責任者に準ずる

斜体は荒川区独自項目

直営と委託の比較（給食調理）

I 経費比較

(1) 調理業務に関する経費削減額（ゼロ歳児保育実施園）

（単位：千円）

直営		委託		
人件費		計 A	委託費 B	差額 C=B-A
常勤職員(3人)	その他補助職員			
22,512	2,849	25,361	15,960	△9,401

再雇用職員

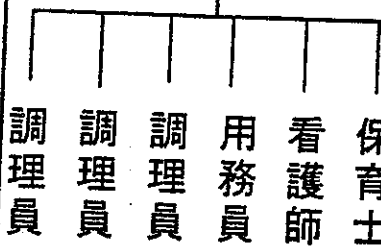
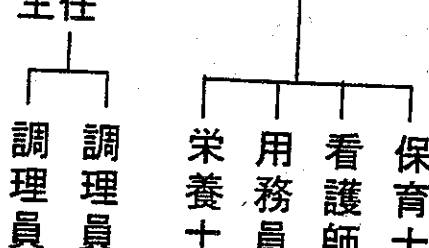
(2) 非常勤栄養士の配置に伴う必要経費（試算）

D
2,883

(3) 委託による純削減額

C+D
△6,518

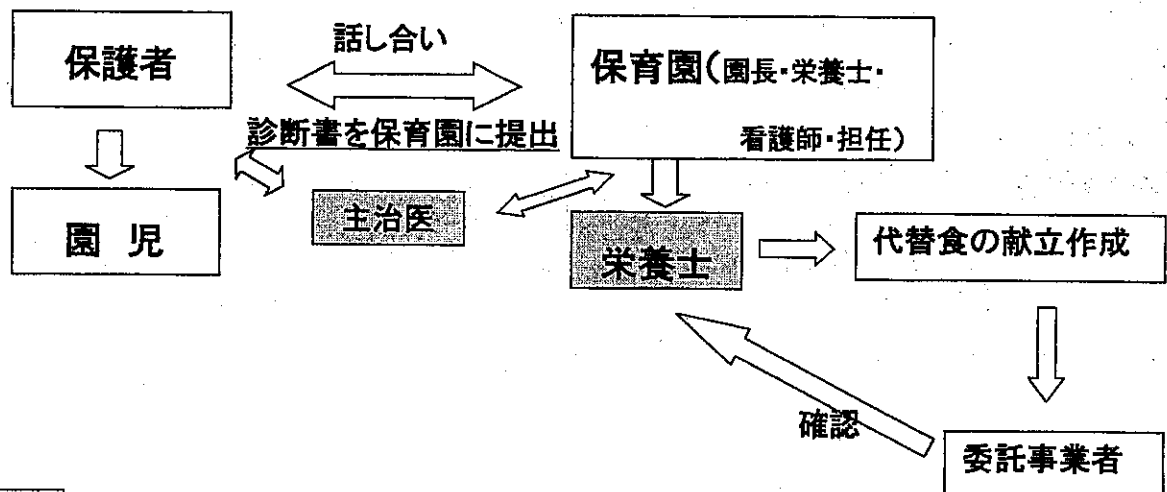
④ II 実施体制の比較

	直営	委託
指揮命令	園長 	委託事業者 ← 仕様書に基づく指示 園長 
休暇対応などの労務管理	区の責任で対応	委託事業者の責任で対応
職員間の連携	目標を共有し、役割を担う職員同士がコミュニケーションを図り、連携する。	同左
行事などへの対応	調理員としての行事（園内行事・各種訓練）の役割を果たすほか、遠足など園外行事に従事することもある。	調理員としての行事の役割を果たすことは直営と同じ。遠足など園外行事には、必要に応じて栄養士が従事する。

⑤ サービスの向上

給食内容の充実

- 委託をした園では、統一献立を基本に園に配置された区の栄養士が次の事を実施する。
 - ① 行事食のアレンジ(月1回)
内容: 園児の嗜好を反映させて、園児の人気メニューを数種類用意したバイキングやセレクト(肉か魚等の選択できる)給食
 - ② 土曜献立の充実
 - ③ 手作りおやつの回数を増やす
- 簡単に手に入らない特殊な食材を除き、除去する食材の代わりにする食材を使って給食を提供(0歳児～5歳児)
例: 鶏肉→豚・牛肉 卵→豆腐・高野豆腐・ツナ缶・肉 など
- 食物アレルギーの診断は熟練した小児アレルギーの専門医ですら大変難しいことといわれており、アレルギー対応を進めるにあたり、保護者・主治医・保育園の栄養士等との間での密接な連絡を取りあいながら対応する。

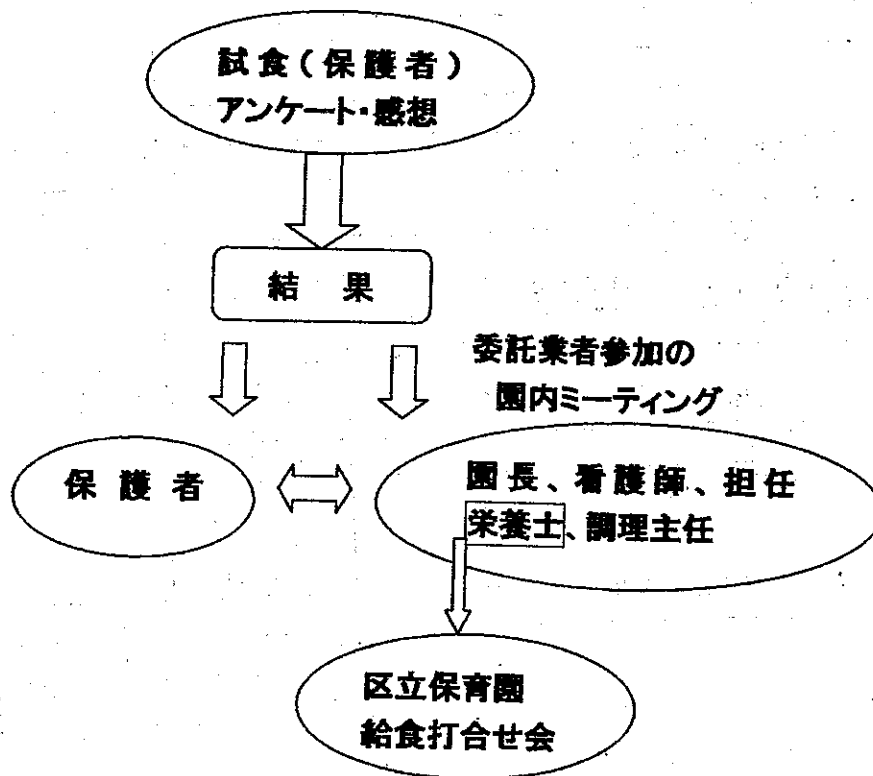


食育について

- 区の栄養士が配置されることにより、今日の食材や献立・カード等の様々な教材を使い専門的な話をわかりやすく子どもにはなし、食に関する興味や関心を引き出す。
- 展示食コーナーに、子どもに評判の良いメニューや新献立等のレシピを備える。
- 保護者懇談会に栄養士も参加したり、時間を約束し授乳期の母親の食生活・子どもの離乳食・偏食・肥満等の専門的な相談に応じられるようにする。

⑥ 保護者の声の反映

- ・ 展示食は今までどおり実施します。
- ・ 年度内2回程度（懇談会・保育参加等）給食やおやつの試食を実施予定です。
試食後はアンケートを実施し、結果を保護者の方々に報告するとともに定期的に開催する園内ミーティングの中で反映していきます。
- ・ 栄養士とは日常的には連絡帳、電話等でも相談に応じます。



情報提供

- ・ 食育の実施状況や食に関する情報等は今までどおり、写真や園だよりを通して具体的にお知らせします。
- ・ 各クラスの懇談会に栄養士が参加し、栄養指導や保護者からの意見収集に努めます。

⑦ 今後の子育て支援事業の展開

(荒川区次世代育成支援行動計画)

目標1:子どもと親の成長を支援する

事業名	17年度	18年度	19年度
心の教育推進校の設置	設置(1校)	実施	実施
特色ある教育の推進	実施(全校)	実施	実施
合宿通学等の異年齢交流体験の実施	充実 9か所	充実	充実
出前「子育て教室」の開催	実施 新規4か所	実施	実施
家庭教育学級の実施	実施 2コース10回	実施	実施
子育てひろば・子育てサークルづくりへの支援	実施	実施	実施
子育て通信による家庭教育の啓発	実施 年4回	実施	実施
初妊婦等に対する親育て子育て学級の開催 [再掲]	充実	充実	充実
子育て交流サロンの拡大	2か所	1か所	1か所
健診の場を利用した親の交流の促進 [再掲]	実施	実施	実施

目標2:地域住民が共に支え合う子育て活動を推進する

事業名	17年度	18年度	19年度
地域の力を活用する社会教育サポーター制度の確立	検討・実施	実施	実施
中学校への「勤労留学」の導入	設置(1校)	実施	実施
街の先生教室の開催	実施(全校)	実施	実施
チャレンジサタデー教室の開催	実施(全校)	実施	実施
地域社会体験教室の開催	実施(全校)	実施	実施
ふれあい館の整備による世代間交流の促進	推進 ・開設1か所 ・設計1か所	推進 (権利変換)	推進 (整備工事)
子ども家庭支援センター等におけるボランティア支援	試行	実施	実施
ファミリーサポートセンター事業の推進	充実	実施	実施
子育て支援ネットワークの構築	充実	充実	充実

目標3:すべての子育て家庭を支援する

事業名	17年度	18年度	19年度
子ども家庭支援センターにおける総合相談の充実	実施	充実	充実
どこでも健康教室・健康相談の実施 [再掲]	実施	実施	実施
一時保育事業の実施	専用保育室 2か所	充実	充実
ショートステイ事業の実施		開設(ハイツ尾竹 内)	実施
保育園における在宅育児支援	充実(区立園全園)	充実	充実
子ども家庭支援センターにおける児童虐待への対応の強化	実施	充実	実施
児童虐待防止ネットワークの充実・強化	充実	充実	充実

目標4:子育てと仕事の両立できる環境を整備する

事業名	17年度	18年度	19年度
保育ニーズに対応した認可保育園の整備	1園整備・開設 (南千住地区)		
特定保育の実施		調査・検討	実施
家庭福祉員の増員	充実	充実	充実
認証保育所の整備	開設1か所	支援1か所	開設1か所
延長保育実施園の拡大	拡大(4園)	拡大	
保育施設における第三者評価の実施	実施	実施	実施

目標5:子どもの生命を守り、健康に育てる

事業名	17年度	18年度	19年度
区内の流行状況を把握するシステムの構築	検討・実施	実施	実施
小児初期救急医療体制の整備	検討	実施	実施
健診の場を利用した親の交流の促進	実施	実施	実施
グループ指導の実施	実施	実施	実施
重点新生児訪問の推進	充実	充実	充実
初妊婦等に対する親育て子育て学級の開催	充実	充実	充実
妊婦等の禁煙対策の強化	検討・実施	実施	実施
どこでも健康教室・健康相談の実施	実施	実施	実施

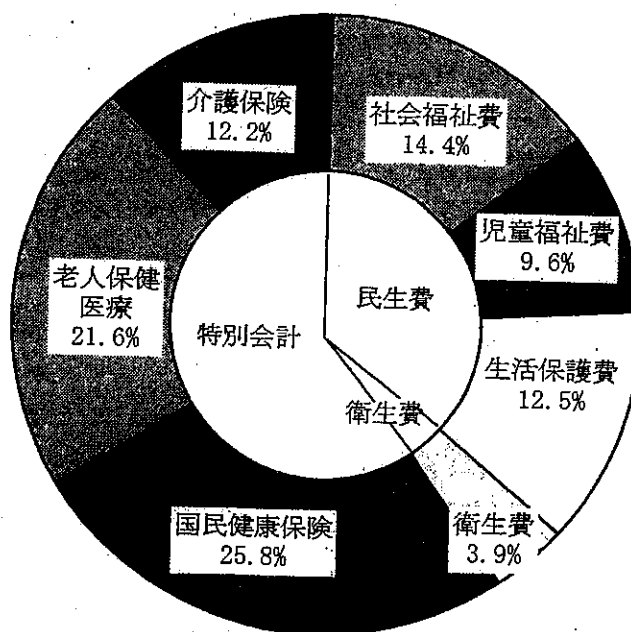
目標6:子どもの安全を確保する

事業名	17年度	18年度	19年度
地域安全マップの作成	実施	実施	実施
安全・安心パトロールの実施	推進	推進	推進
暗がり対策の実施	実施	実施	
子どもを交通事故から守る自転車運転免許証制度の実施	推進	推進	推進
児童安全推進員の配置	実施	実施	実施
学校情報配信システムの実施	実施	実施	実施
家族で遊べる区立公園等の環境整備	実施	実施	実施

⑧平成16年度 保健福祉部関連歳出決算構成比

総額79,272,995千円

(単位：千円)



保健福祉部関連歳出決算の推移

(単位：千円)

区分	年度	14	15	16
一般会計（民生費）		28,207,737	28,885,899	28,949,396
社会福祉費		12,974,233	12,267,245	11,438,461
児童福祉費		6,754,996	7,303,203	7,582,455
生活保護費		8,478,508	9,315,451	9,928,480
国民年金費		0	0	0
一般会計（衛生費）		3,134,113	3,155,772	3,072,977
国民健康保険特別会計		18,365,959	20,483,458	20,455,246
老人保健医療特別会計		17,865,421	17,234,937	17,091,182
介護保険特別会計		7,874,387	8,961,583	9,704,194
総計		75,447,617	78,721,649	79,272,995

※千円未満を四捨五入

3. 三河島保育園での経緯(第2回説明会 報告書)

H17.12. 8日

第二回保護者説明会内容及び質疑報告

三河島保育園

園長 松村由美

お忙しい中2回目の保護者説明会にご参加いただきましてありがとうございました。参加されなかった保護者の皆様に当日の質問をもとに、保護者の皆様にお伝えしたい部分も加味し作成しました。参考になさってアンケートにお答えください

- 1、区の方は民託になることによってデメリットはまるでないお考えなのか、多少あるけど民託を進めていくのか？先日の説明会ではデメリットは調べていないよう言っていたが今だに調査はされていないのですか？

デメリットを認めていないわけではない。園長が、指揮命令できなくなるのは考えようによってはデメリットだが、そのかわり指揮命令の判断基準が契約書、仕様書にきちんと示されていることによって委託事業者の指揮命令により課題解決できるメリットがある。メリット・デメリットを差し引いて、デメリットとは言えない。

- 2、他区や学校の生の声はしらべてないのか？

先行実施区の保育園等を視察し実態の聴取をしたが、職員や保護者との関係、給食内容等は直営と同様良好であるが、習塾のための努力が必要であると聞いている。また、実施している区にアンケート調査をするなど情報を集め、当区の内容に反映させるようにしている。荒川区の小中学校の給食現場の実態評価では、児童生徒はおいしい給食と好評であり、また保護者会試食会では濃い味の所もあったが、全体的に薄味で味付けのバランスがよいという声が多く聞かれた。

- 3、デメリットに関して考えられる範囲で聞かせてもらえないか？

用務員が休んだ時、調理員が応援できなくなるが、民託になれば調理員の休暇時の応援をしなくて済む。おしぼり等洗濯や乾燥は全自動洗濯機や乾燥機つきの物を新たに購入し対応できる。また、年2回のバス遠足の応援についても調理の代わりに、保育園専属の栄養士が行えば食育などにとってデメリットでなくより良い方向でいけると思う。

- 4、保育士から調理に指示は出来るか？

自発的に役割を持つ者同士が会話交わすのは指揮命令でなくコミュニケーションであり、委託になっても従来と変わらない。仕様書の中に「その他、調理・配食ならびに配膳は必要に応じ園長の指示を受けること」盛り込む予定。

- 5、経費比較で今まで以上に人が配置できるイメージなのだがどのような勤務体制になるか。委託費の積み上げのためにはどんな条件で人件費を積み上げて参考として数字を出してもらったのか？

区の方から条件を出した訳ではなく、0歳児園で「どういう見積もりができるか」と複数の業者から見積もりを取った。トータルで直営より時間がより多い数字をあげた上での見積もりになっている。区の直営より3人×8H×パート24H、週延べ144時間。委託事業者の見積もりでは170H近くとなっている。

6、常勤は週5勤務ですか？

見積もりでは、常勤職員2人、パート3人。土曜にパートを投入すると考えている委託事業者が多かった。

7、常勤は月～土通して2人って事ですか？

見積もりでは正社員2名、責任者は栄養士。副責任者は調理師。23区の保育園経験者の人員に、パートを加えた人員で食数・保育時間・食事時間・アレルギー代替食の調理などの条件を全部盛り込んだ上ででくる。

8、延べ時間が回答としてあるが、月～金までは2人とかそういう人数わけじゃないんですか？

離乳食を含む6種類の給食を作らなくてはならない。決められている時間に、人数にかかわらず、できなければ契約違反になる。

9、主任・副主任が休みをとる事もある。「常に常勤2人勤務であとはパート」とその日に状況に合わせて人員をあてがっていくのではなく、例えば「主任1人パート4人」とかで、主任が病欠したらパートだけになるの？

細かいところはつめているところ。責任者・正社員が休む時、会社によって指導担当栄養士がいるので何かあったらそこに行くという対応もある。9区の仕様書をいただいているこちらで心配なところは押さえていきたい。

10、区としてこういうサービスをこれだけの人数に提供するためには常勤何人、パート何人という最低基準がなく見積もりを取っている事が疑問だし不安である。
もうちょっと固まった時点でせめて具体的な配置体制を出してほしい。

委託契約というのは成果物を買取る取引。人手を買取る契約ではない。結果としてできなければ契約違反。「フル勤務の人員の最低ライン2人」と言うのはより実績上もあるので必要と十分な契約の条件だと考えている。

Ⅱ. 説明後の質疑・応答

- 1、子どもがお腹をこわしていた場合「やわらかいご飯にしてください」という事は今は園長から調理員に伝えているの？ 担任から？ 今度はそれが出来なくなるのですか？

必要なことは今と変わらない。そういうコミュニケーションは委託になっても変わらずあるべきだ。

- 2、区の方は民託になることによってデメリットはまるでないお考えなのか、多少あるけど民託を進めていくのか？ 先日の説明会ではデメリットは調べてないよう言っていたが、今だに調査はされていないのですか？

デメリットを認識していないわけではない。園長が指揮命令できなくなるのは考えようによってはデメリットだが、そのかわり指揮命令の判断基準が契約書・仕様書にきちんと示され、委託業者の指揮命令により課題解決でき、園長の負担が減るメリットがある。メリット・デメリットを差し引いて、デメリットが大きいとは言えない。

- 3、他区や学校の生の声は調べていないのか？

先行実施区の保育園等を視察し、実態の聴取をしたが、職員や保護者との関係、給食内容等は直営と同様良好であるが、習熟のための努力が必要であると聞いている。また、実施している区にアンケート調査をするなど情報を集め、当区の内容に反映させるようにしている。荒川区の小中学校の給食現場の実態評価では、児童生徒はおいしい給食と好評であり、また保護者試食会では濃い味の所もあったが、全体的に薄味で味付けのバランスが良いという声が多く聞かれた。

- 4、デメリットに関して考えられる範囲で聞かせてもらえないか。

用務員が休んだ時、調理員が応援できなくなるが、民託になれば調理員の休暇時の応援をしなくて済む。おしぼり等の洗濯や乾燥は全自動洗濯機や乾燥機つきの物を新たに購入し対応できる。また、年2回のバス遠足の応援についても調理員の代わりに、保育園専属の栄養士が行えば食育などにとってデメリットは克服できる。

- 5、保育士から調理に指示は出来るか？

自発的に役割を持つ者同士が会話を交わすのは指揮命令ではなくコミュニケーションであり、委託になっても従来と変わらない。仕様書の中に「その他調理・配食ならびに配膳は必要に応じて園長の指示受けること」を盛り込む予定。

- 6、経費比較で今まで以上に人が配置できるイメージなのだがどのような勤務体制になるのか。委託費の積み上げのためにはどんな条件で人件費を積み上げて、参考として数字を出してもらったのか。

区の方から条件を出した訳ではなく、0歳児園で「どういう見積もりが出来るか」と複数の業者から見積もりを取った。トータルで直営より時間が多い数字をあげた上での見積もりになっている。区の直営は3人×8H×パート24H、週延べ144時間。委託業者の見積もりでは170H近くとなっている。

7、常勤は週5勤務ですか？

見積もりでは、常勤職員2人、パート3人。土曜日にパートを投入すると考えている委託事業者が多かった。

8、常勤は月～土曜日を通して2人って事ですか？

見積もりでは正社員2名、責任者は栄養士。副責任者は調理師。23区の保育園経験者の人員にパートを加えた人員で食数・保育時間・食事時間・アレルギー代替食の調理などの条件を全部盛り込んだ上で出てくる。

9、延べ時間が回答としてあるが、月～金曜日までは2人とかそういう人数が決まっているわけじゃないんですか？

離乳食を含む6種類の給食を作らなくてはならない。決められた時間に、人数にかかわらず出来なければ契約違反になる。

10、主任・副主任が休みを取る事もある。たとえば「主任1人パート4人」とかで、主任が病欠したらパートだけになるの？

細かいところはつめているところ。責任者が休む時、会社によってプールのしている指導担当栄養士がいるので何かあったらそこに行くという対応もある。9区の仕様書をいただいているのでこちらで心配なところは押さえていきたい。

11、区としてこういうサービスをこれだけの人数に提供するためには常勤何人、パート何人という最低基準がなく見積もりを取っている事が疑問だし不安である。もうちょっと固まった時点でせめて具体的な配置体制を出して欲しい。

委託契約というのは成果物を買取る取引。人手を買取る契約ではない。結果として出来なければ契約違反。「フル勤務の人員の最低ライン2人」というのは直営での実績から考えても必要な契約の条件だと考えている。

12、子どもがアレルギーなので今まで調理員に仕入先を聞いて原材料を調べに行っていた。直接調理員や仕入れる人とお話しをしたいのだが第三者を入れてうまく伝わるのか？ アレルギーに対して一緒に考えていく方向は変わらないのか？

他の子ども達と同様、食材は区が今までどおり発注するのでコミュニケーションルートは変わらない。アレルギー対応は保育園に栄養士が入って保護者との話し合いの上、代替食の献立作成を行うのでより安全性が高まる。

13、人の入れ替わりが激しく、コミュニケーションが取れなかったり、提供時間、作り終えた時間などの問題点を見えています。実際、他区や学校給食で出ている問題点を区としては全く懸念なく、こんな短い期間で、4月から本当にやっていくつもりなのか。問題点をどう解決していくのか不安。

委託業者の責任者は正社員で栄養士の資格を持ち、保育園経験を有するものとし、副責任者もこれに準ずるとするが、これは園児の発達に配慮した調理がなされることが大切と考えるからである。責任ある人材が配置され指揮命令やコミュニケーションが円滑に行われ、衛生面や安全面については、保健所の立ち入りが入る。衛生問題は調理師よりも栄養士のほうが深い知識がある。今まで栄養士がいなかったところに区および委託業者の双方に栄養士が配置されるのだから、いろいろな意味でよい方向に進むと十分に考えてよいのではと思う。土曜日の献立で職員体制が簡易になってきており、委託により充実できる。

14、①さくら保育園の委託業者を教えてください。

②メニューを見ると、土曜日は必ずパン、月曜日うどん、水曜日パンが多く見られるが民間委託した場合こういう給食にならないという見本と捕らえていいのですか？

①契約の発注者である社会福祉法人より、業者名を公表する了解を得ていないので出来ないが他区で何園か受託している。

②区の場合、調理業務を全て委託業者にやってもらうが、公設民営のさくら保育園は園の栄養士も調理従事者の一人と調理をしているから、一人分の人手のかけ方が違う。それでも、土曜日に主食と主菜を別に出す（皿数が多い）など、区の直営でやってるよりメニューが良くなっているのだから、栄養士がサービス向上に時間を割く分、より良くなりますよとさくら保育園のメニューを出した。三河島保育園は統一献立をベースに土曜日メニューをより充実したり、手作りおやつも今より回数を増やしていく。また、本日の質問でも給食委託しているさくら保育園の紺が手表が見たいというご要望がありましたので、資料をお出ししたという経緯もあります。

15、衛生責任者がパートの調理員にどこまで衛生面の徹底していけるのか。区の査察が事前と抜き打ちとでは違いますよね。その検査体制は？

委託・直営に限らず、衛生面での検査体制は同じである。保健所は国の「食品衛生法」「大量調理衛生マニュアル」「学校における衛生管理の改善充実および食中毒発生の防止について」を基に各園の給食衛生管理を厳しくチェックする。

16、仕様書は園によって違うのですか？

基本的には区として同じ。だが、三河島の行事などで独自の特記事項も加えてある。

17、私は外国人なので長い文章は読めない。今回の資料の図表はありがたい。あと分からない事があったら、誰に聞けばいいの？ 説明会はもう一度やるの？

「こういう部分が分からない」という事があったら園長が答えられますし、こちらの方に。なにを追加で説明して欲しいのか保護者の方でまとめてもらえませんか？ 質問は何と何でどういう資料を用意して次の説明会をしたら良いのか。夜遅くまでやってここまで漕ぎ着けているので堂々巡りでなく限られた時間で、前に進むようにして下さい。疑問・質問を保護者の方でまとめていただいて第三回の説明会を開催したいと思います。

4. ひぐらし保育園での経緯（第2回説明会議事録等）

開催日時		会 議 名		開催場所
17 年 11 月 30 日（水） 18:00 ～ 19:30		保育園給食業務の民間委託導入に関する 第 2 回説明会		ひぐらし保育園ホール
主 催	荒川区児童福祉課			
司 会	長田（荒川区児童福祉課）	書 記	佐々木(副園長)・吉開(父母会)	
配 布 資 料	「給食業務民間委託に関する質疑応答書」(A4×4 枚)および「資料 1～6」(A4×9 枚)			
出 席 者	荒川区児童福祉課課長・保育担当係長・調査担当係長・ひぐらし保育園園長・同副園長・同職員 保護者			
議 題	保育園給食の調理業務の民間委託について			
1. 区職員による説明				
(1) 配布資料の説明（司会）				
保護者から提出された質問に対する質疑応答集が事前配布。既読という前提で説明会を進行。				
(2) 民間委託導入に関する認識（園長）				
①調理スタッフは民間に変わるが調理室で調理することは変わらない。				
②給食メニューは 15 園を管轄する管理栄養士が作成するが、それを園ごとにアレンジすることは可能。				
③食材の発注、検品は園の栄養士が行い、実際の調理は園長の指導の下、民間委託されたスタッフが行う。検食も今まで通り園長。				
④アレルギー児への個別対応も可能になるので、弁当持参の必要もなくなる。				
⑤園児と一緒に栽培したプランターでの野菜等を給食に使用することも可能。				
⑥調理スタッフの衛生面チェックも今までと同様に行われる。				
⑦調理スタッフと園児との良好なコミュニケーションが築けるよう心がけていく。				
⑧調理以外の業務は調理スタッフにはやらせない。				
⑨調理スタッフの配置（病休スタッフの代理）は民間業者が責任を持って行う。				
⑩給食の試食会も年間 2 回程度開催する予定。				
3. 質疑応答書解答欄の補足（課長）				
(1) 質疑応答書 1-3、1-6 に関して、荒川区独自の仕様書の内容説明として以下の点を補足。				
①添付資料 2 を参照。				
②全般として、調理業務を児童の発達段階や健康状況に応じた決め細やかな保育の環境として行うことを、大きな目標に掲げる。				
以降次頁				

③その具体例として栄養・味付けの面では、児童の嗜好等を把握し調理へ反映させること、苦情・相談の面では、保護者からの要望・相談には園と連携して迅速に対応することなどを仕様書に盛り込む。

④責任ある指示体系をとることができるよう、委託業者の責任者は正社員の身分で、栄養士の免許を持ち、0歳児保育園調理業務の経験者という3条件を仕様書に盛り込む。

(2) 質疑応答書1-7のひぐらし保育園が選ばれた理由については、他の民間委託導入例においても、0歳児保育実施園での導入が全体の73.6%となっており、高い導入効果が期待できるため。

(3) 質疑応答書2-3の削減経費の還元先については、保育関連以外の経費に還元されるのではなく、新規保育園設置費用やその他保育関連事業費の拡大に充てられる。

4. 質疑応答

詳細は添付資料「第2回 給食民営委託に関する説明会における質問・回答一覧」参照。

5. 今後の日程など

(1) 入札の業務仕様書の内容に関する保護者からの要望は、策定を行う12月末までに区へ提出する。

(2) 平成18年1月中に入札の仕様書を業者へ公開。3月に落札業者を決定し、引継ぎ業務を開始。

(3) 今回の説明会を以て、区からの民託に関する保護者会全体への事項説明は終えたものとする。

個別の質問などがあれば、今後も園へ提出する。園で回答できない内容は、園から区へ確認する。

以上

第 2 回給食民営委託に関する説明会における 質問・回答一覧

※第 2 回説明会資料および質疑応答書 No. (園長説明は第 2 回説明会議事録) 参照。

No.	資料/ 質疑応答 No.(※)	保護者からの質問／要望	区の説明
1	資料 3-1	人件費が削減されると、給食のレベルが下がるという心配はないのか。	想定される調理員の人件費は年間 400～500 万となり、劣悪な賃金ではないと判断する。
2	資料 3-2	調理士への指示は園長を通してのみ行われるのか。指揮命令系統は契約内容に細かく明記してほしい。	契約上、指示権限は園長にある。ただし、実際は仕様書原文にもあるが、園長から権限を委譲された栄養士（資料 4）からの指示となる。
3	園長説明 1. (2) ⑧	調理士が現在行っている園庭掃除などの負担を民託後はなくすということは、保育士の負担が増え、保育の質の低下につながるのではないのか。	保育に影響が出るような負担ではない。また、おしぼりの用意などは洗濯・乾燥機購入などで解決することになっている。
4	資料 3-2 質・応 1-3 質・応 2-34	園の栄養士と、業者の主任＝栄養士が重複するのは、組織として問題ないのか。	園の栄養士がアレルギー児の献立を計画するなど役割分担が決まっており、業者の栄養士との専門家同士のスムーズなやり取りを期待している。
5	園長説明 1. (2) ⑨	委託事業者の調理員も休みを取ることになると思うが、そのような状況にどう対処するのか？	急病などの際の代替職員は、予め数名登録しておく応援要員の中から補填し、欠員は発生しない。
6	質・応 1-7	調理士用控室やトイレなどハード面の完備が、ひぐらし保育園を選択した理由とあるが、設備のない園は、今後民託移行に伴い新たな設備投資の費用が発生するなど、コスト面での説明に矛盾はないのか。	昨年から毎年 1 園ずつ、築 30～40 年の保育園の大規模修繕工事を数千万円単位で順次計画しており、その中で控室を順次完備していく。新設トイレスペースの取れない園では、専用ゾーンを設けるなどの対応を考える。
7	〃	新設のはなみずき保育園から民託を開始するという選択はなかったのか。	新設の区立保育園には、指定管理者制度が適用され、民間業者（はなみずき保育園は三鷹市、横浜市などで実績のある「こどもの森」）が区長の代行者として、給食業務を含めた運営を行う。このため、給食を別の事業者に委託しなかった。
	質・応 4-1	園長の説明で納得している部分も多く、民託移行後も引き続き異動せずに経過の監視などをしてもらえると解釈してよいのか。	人事の内容については確約できないが、できるだけ配慮する。
9		委託後、行政としてどのようなチェック体制を考えているのか。その体制に不備があった場合の対応策はどのように考えているのか。	業務履行が不可能な際は、業者への契約解除権発動、違約金請求および区民への損害賠償請求権が区にあることを仕様書に明記する。

10		契約不履行という状況を防ぐためにも、行政がシステムとして保証できる内容のチェック機構が構築されるべきではないか。	材料購入は区が行うなど、区がチェック責任を負えるよう、客観的な判断をもとに仕様内容を策定している。衛生チェックリストのように記録・確認作業を重視し、保健所の衛生チェックや監査事務局など監査も受ける。
11		発注後、業者の人件費削減など、行政が関与できない要因から業務の劣悪化が起こりうるため、業務チェックが重要ではないか。	人件費削減から業務の劣悪化が起これば、チェックではねる。競争原理がサービス向上に働くよう仕向けていく。
12	園長説明 1. (2) ⑩	年2回の試食会には、児童福祉課の担当職員に参加してもらうことは可能か。	この提案は取り入れていきたい。
13		民託後、仕様書に変更がある際には、都度保護者にもその変更内容を伝えてもらえるのか。	直接保護者や園児に影響が出るような変更があれば、必ず知らせる。
14		保育園に対する第三者評価だけでなく、給食に関しても毎年実施し、給食の評価が全体的に悪い場合は、業者の再選定も含めて検討してもらうことは可能か。	第三者評価の給食の項目の加え、試食会や園児の意見を聞きながら、父母会で給食に関する意見をまとめ、反映していく方法を考えていく。
15		業者が、調理の手抜きを目的としたルールなどを作らぬようできるのか。	業者からプロポーザル方式で仕様書を提出させる他区の例もあるが、荒川区では区として責任を持って仕様書を作成し、それに業者が従うよう仕切っていく。おにぎりの握り方ひとつでも区の取り決め事項として細かな衛生マニュアルがあり、業者もそれに則った調理を行う。
16		区のホームページ上に給食民託に関する項目を設け、他園の保護者へも情報提供を行うことはできないか。	園の保護者だけでなく納税者全体を含めて情報を開示すべきではないかという指摘が議会でもあり前向きに検討中である。

平成17年11月22日
ひぐらし保育園父母会給食業務民間委託に関する
質 疑 応 答 書

1. 第1回説明会の回答に関してさらに説明を求める事項

※第1回説明会質疑書項番参照

No.	項番 (※)	質 疑 事 項	回 答
1-1	4	削減される経費の内訳を具体的に(円グラフを利用する等)提示して下さい。	資料3-1
1-2	5	民託後、経費の増大につながる要因、つながらない要因を具体的にあげてください。	資料3-1 委託後に経費増になるのは非常勤栄養士の配置経費である。委託経費は入札による価格決定であり競争原理を働かせることにより、経費増にはつながらない。
1-3	8	他の実施園よりも改善したいと考えている点を具体的にあげて下さい。(「先行導入園では××という反省があがっているが、区としては、〇〇していくことで、このようなことのないように民託を進めたい」というような形式での回答をお願いします。)	他区の仕様書にはないが、荒川区では委託事業者が調理業務を保育の一環として行う責務、及び責任者として正社員である栄養士を配置すること等を求めている。その理由は、園長が指揮命令をするのと同等の観点から、調理業務により専念でき、かつ責任を取れる立場の者が専門的な知識を駆使して調理従事者を統率する体制とするためである。また、このことと併せて、園に配属する区職員の栄養士を、可能な限り管理栄養士の資格を持つものとし、食育推進等サービス向上のレベルアップを図りたい。
1-4	〃	民託先行実施の9区121園または荒川区小中学校の給食の現場の実態・評価を示す資料(アンケート等)を提示してください。	先行実施区である、台東区H保育園等を視察し実態の聴取をしたが、職員や保護者との関係、給食の内容等は直営と同様良好であるが、習熟のための努力が必要であると聞いている。また、荒川区の小中学校の給食現場の実態評価では、児童生徒はおいしい給食と好評であり、また保護者の試食会では濃い味の所もあったが、全体的に薄味で味付けのバランスが良いと言う声が多く聞かれた。
1-5	〃	民託先行自治体または荒川区小中学校で、給食の質の維持向上のためにとっている体制(チェック機構等)について具体例を示して下さい。	小中学校は学校給食調理業務を円滑かつ効果的に実施するため学校・保護者・委託事業者で意見交換を行う場を設けている。また各学校で試食会を実施し保護者等からの意見を聴取し給食に反映させている。保育園でも、資料5-1の通り試食の実施も含め保護者の意見要望を反映させるシステムをとる。
1-6	〃	「荒川区独自の形態」「荒川区の特徴」について説明してください。	1-3に同じ
1-7	22	区立保育園における給食の民託の最初の導入先として、ひぐらし保育園が選定された理由を再度説明して下さい。(1回目の説明会の回答ではよく分からない)	栄養士を配置することでの効果が大い(離乳食など個別配慮が多く求められるため)こと、ハード面で調理休憩室や専用のトイレが完備されていること、さらにコスト面で区全体の退職予定数を勘案した結果、調理員の人数の多い園で実施する必要があるため。
1-8	〃	民託によって大きな経費削減が見込まれるのなら、なぜ全ての園で一斉に実施しないのですか。	調理員を配置転換できる職場を確保するため退職者数を考慮して段階的に実施せざるを得ない。
1-9	〃	「成功した場合、民託導入効果が大きい」ということは、反面、失敗(問題が多発するなど)した場合リスクも大きいとは考えられませんか。	子ども達に今以上のより良い給食を提供するため、最大限努力しているのでリスクが大いとは思っていない。
1-10	〃	上記項目を踏まえると、リスクの少ない園から民託を実施するという選択はありませんか。	どこの園でもリスクがあつてはならないという点は同じと考える。

1. 第1回説明会の回答に関してさらに説明を求める事項

※第1回説明会質疑書項番参照

No.	項番 (※)	質 疑 事 項	回 答
1-11	22	保護者は0歳児に対しての民託導入は、安全性を筆頭に、不安しか抱きません。0歳児を民託の対象外とすることはできませんか。できなければ、その理由を教えてください。	栄養士を配置し、人員数も1歳児園と比較し手厚い体制となっているので、0歳児園が委託になじまないとは考えていない。
1-12	10	入札に参加できる業者の具体的条件を開示して下さい。	他区の0歳児保育園での契約履行実績があり、過去に不正行為、社会的信用失墜行為、食中毒を起こした事実の無いことを条件とする。
1-13	〃	業者選定の際の選定委員の人数・身分はどのようになっていますか。	不正防止が区の最重要課題であり、業者選定にあたって透明性の確保できる一般競争入札を原則とし、資格条件を満たすものによる公正な入札により選定する。
1-14	〃	選定委員に保護者代表を入れることは可能ですか。	
1-15	〃	入札全業者の会社説明概要の提示は可能ですか。	公正確保のため、事前に入札参加事業者の公表はしない。
1-16	〃	業者選定時、1か月分の献立例を提出してもらい、それを選定の参考にすることは可能ですか。	今までどおり献立表の作成は区で行うものであり、業者選定との関連は無い。
1-17	〃	業者選定時、保護者に献立例を開示することは可能ですか。	
1-18	12	業者との契約前、または委託実施前に保護者に仕様書を公開できますか。	契約にあたっての公平性を保つため事前公表はしないが、応募事業者に一斉に配布するため、資料2のように検討中。契約後は開示請求が可能。
1-19	〃	仕様書に保護者の要望を反映し、改訂などすることはできますか。	現在仕様書は検討中であり、可能な限り要望を仕様書に反映させていく。資料2
1-20	14	食中毒について、事故が起きた場合の保護者に対する区のマニュアルを提示して下さい。	委託・直営の区別はなく対応は同じである。区としての感染症マニュアルで対応する。原因不明の下痢・嘔吐が複数出た場合は最初から食中毒か判定できないため保健所に通報する。生活衛生課の食品担当・保健サービス課の感染症担当、児童福祉課等が迅速に動く。保育園は指示に従って行動する。生活衛生課の食品担当は国の「食品衛生法」「大量施設衛生管理マニュアル」「学校における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の防止について」を基に保育園の給食衛生管理を厳しくチェックしている。
1-21	17	「的確な人員配置」「引継ぎや習熟に万全」の内容を課長としての意見ではなく、区としての具体的な見解を示して下さい。	委託事業者の責任者は正社員であり栄養士の有資格者で、保育園の給食調理の経験を有するという条件とする。また、副責任者は常勤社員であり調理師の有資格者で病院の集団給食経験者とする。さらに3月中に委託事業者と引継ぎのための習熟期間を設定し、園側とも連絡をとりながらスムーズな移行に努める。

2. 第1回説明会における質疑以外の事項

No.	質 疑 事 項	回 答
	「アレルギー／病後対応について」	
2-1	アレルギー対応とは、具体的にどんなことをするのですか。	例えば、今までは卵が食べられないお子さんは、卵焼きの献立の日には他のおかずを持参していたが、委託後は代替の食事を園で作ることとなる。
2-2	アレルギー対応について、直営時と変わることはありませんか。もし変わる点があれば具体的に説明して下さい。	アレルギーのお子さんを持ったご家庭については、代替品を園で作るので保護者の負担が軽減される事になる。
2-3	アレルギー対応について、民託後は、代替食が基本ということですが、弁当持参の必要はなくなりますか。	基本的には必要なくなる。
2-4	代替食が不可能なケースはありますか。	通常の小売店では仕入れられない食材(例えば鹿の肉やイノシシの肉などしか食べられない)については弁当を持参してもらう事もある。
2-5	0・1歳の離乳食、アレルギー対応に関する個別対応とは、具体的にどのようにするのですか。	今までどおり、月齢の差だけでなくその日の子どもの体調によってやわらかいものを提供したり、歯を痛めた子には刻みを細かくしたりして対応する。
2-6	病後のメニュー変更などの臨機応変な対応は可能ですか。	
	「園独自の仕様書について」	
2-7	本当に園ごとの仕様書は作成されるのですか。	行事や受け入れ月数も違うので基本の仕様書に各園の実情にあった項目が追加される。資料2,4,5
2-8	仕様書は、保育体制以外の特色(地域性、園の保育目標、在園児の属性など)を考慮したものとなりますか。	
2-9	ひぐらし保育園の実態に合った仕様書は、園長や保育士とも相談の上作成されるのですか。	園の意見も十分取り入れて作成する。
2-10	ひぐらし保育園の仕様書について、他園と違う特徴となりうる点をあげてください。	生後57日からの産休明け実施、延長保育実施、障害児受け入れ、地域子育て支援実施 プランターでの野菜栽培、果物の収穫などに対応
	「委託業者の見直しについて」	
2-11	委託業者の見直しは、何年ごとに行うのですか。	これまで予算に合わせて1年間の契約であったが、地方自治法改正により長期継続契約が可能になり、3年間の契約を予定している。
2-12	民託後、業者の業務内容を、区・園・保護者がチェック・評価できる体制は構築されますか。	資料4
2-13	給食業務について不具合が発生した場合、区は業者に対して改善指示を出しますか。	契約不履行として改善させる。 また、改善がされない場合は、解約することを契約内容に盛り込んである。
2-14	園や保護者の苦情(契約条件を満たせない期間が発生したり、料金の値上げがあるときなど)により、業者との契約を解約することはできますか。その場合、どのような手続きが必要ですか。	
	「給食の民託後の質の維持／向上について」	
2-15	民託後、給食の質が下がることはありませんか。	区が献立を作成し、区が調達した材料を用いて、区の栄養士が園長とともに調理指導するので、質の低下はない。
2-16	民託後、給食の質についての保護者の要望はどのように、誰に伝えれば現場に反映されますか。	資料4

2. 第1回説明会における質疑以外の事項

No.	質 疑 事 項	回 答
	「民託後の人員の入れ替わりについて」	
2-17	調理員の入れ替わりを少なくして、人員の定着をはかるための対策はありますか。	①他区での実績を契約条件とすることは、ノウハウの有無のみならず、人材ストックのある事業者の選定につながる。 ②受託事業者の責任者を正社員とすることで定着を図る。 ③委託契約になじまない仕様内容は織り込まず、従事者に予見できない負担を負わせないことで、定着は図れるものとする。 ④保育園内のコミュニケーションを緊密化し、士気を高めること等
2-18	調理員の入れ替わりに伴うトラブルが生じた場合は、責任の所在はどこにあり、対応窓口は誰になりますか。	仮に給食が間に合わない、出来なかったというトラブルがあれば契約不履行になるので、損害賠償請求権や契約解除権を持つ区が窓口になって改善の対応をする。
2-19	新規に人員を配置する際に、事前に業者から園に説明のための連絡は入りますか。	書面であらかじめ届出することになっている。
2-20	業者が人員を新規採用する際に、区は都度、写真付履歴書などによってその人を確認しますか。	園に配属される人は顔写真や身分証明書で事前確認する。
	「栄養士について」	
2-21	給食の質向上のための栄養士配置であれば、常勤にすべきではないでしょうか。	6時間の勤務時間内で保護者対応も含め対応可能である。
2-22	これから募集する非常勤栄養士に関する、教育プログラムはありますか。	すでに経験のある既採用者を園に配属し、新規採用者には課内にて職場研修を行う予定。
	「園と委託業者、栄養士、保護者の連携について」	
2-23	園と委託業者の密な連携体制を構築する手段は考慮されていますか。(栄養士の人格・経験によるなどの曖昧な内容では回答になりません)	資料4のように、委託事業者参加のミーティングを開催する。
2-24	子供のその日の体調などについて、保護者から調理師への伝達は、どのような経路で行われますか。	今までと変わらず、担任・看護師・栄養士に伝えてもらえば、調理現場に反映させる。
	「コスト削減について」	
2-25	荒川区は、昨年度、予算が余ったと聞きますが、なぜコスト削減が必要なのですか。	16年度決算について監査報告でも「区の財政状況は一時的に改善しているといえ、区債残高が333億円あるなど依然として厳しい状況は続いており、さらなる経営改善努力が必要である。」としている。このため、事務の執行方法の見直し、施設の再編整備、収納率の向上などの行政改革に向けた刷新プランを策定し最小の経費で最大の効果(サービス)を得るように取り組んでいる。
2-26	区の財政が厳しいことは分かりますが、他に節約すべきことがあるのではないのでしょうか。(他の実例として、公務員の定期代見直しなど)	
2-27	民託に関する区の試算金額が安すぎることによって、給食の質の低下を招くことはありませんか。	試算金額は民間の人件費水準からみて適正であり、また、今までどおり基本の献立は区の栄養士が作成し、材料の発注や検品も園で行うので現状と変わらない。
2-28	給食の民託以外に、区が考えている公立保育園のコストダウン施策を提示して下さい。(保育園の民託など)	新規開設園の指定管理者制度の導入、再雇用・再任用職員の積極的な活用、契約における一般競争入札の原則化、計画的な大規模修繕の実施による施設使用年限の延長などを実施している。
	「民託のデメリットについて」	
2-29	どのような事前調査を行い、デメリットの全くない民託導入の結論に至ったのか、経緯を説明してください。(コスト面以外の観点からお願いします)	他区の実施園を訪問し聞き取り調査や試食などを実施し、荒川区の方向を出した。
2-30	デメリットについて全く話がされないことは、逆に不信感につながります。民託先行実施施設のデメリットについても事実として説明して下さい。	用務の休みには調理にも洗濯や掃除をしてもらっていたが、これを委託事業者が行うことは委託契約になじまない。しかし逆に調理職員が休みの時の負担が軽減するメリットの方が大きく、園長や職員でカバーしたり、全自動洗濯機の活用で対応できる。

2. 第1回説明会における質疑以外の事項

No.	質 疑 事 項	回 答
	「削減された経費について」	
2-31	民託によって削減された経費はどこに還元されるのですか。	資料3-3 資料3-4
2-32	削減された経費を保育料金値下げや待機児童の解消に還元することは可能ですか。(子育て支援なども大事な活動だが、保育園でのコストカット分は、保育希望者へ還元して欲しい)	
	「委託業者の主任について」	
2-33	委託業者の主任について、調理員の中における立場やその業務内容を説明してください。	保育園の給食を作る責任者で調理員を指導監督しながら一緒に調理をし、園と委託業者との窓口にもなる。
2-34	委託業者の主任の条件として「正社員かつ栄養士かつ保育園での給食経験を有する」という内容を厳守することは可能ですか。	可能である。
	「その他」	
2-35	第1回説明会配布資料中の「保育園に栄養士を順次配置」とはどういうことですか。	委託された園から栄養士を配置することである。
2-36	今後、給食を作る施設も民託されるということはありませんか。	そのようなことは、国の通達でも認められていないのではない。
2-37	民託導入前、および導入後も、定期的に試食会を実施することは可能ですか。	年2回程度の試食会を予定している。
2-38	上記項目について仕様書に盛り込むことは可能ですか。	仕様書にはその旨盛り込む。
2-39	荒川区としての食育に関するプランはありますか。それとも栄養士に一任ですか。	次世代育成、健康づくりなど、それぞれの分野でプランを作成済、または作成中である。
2-40	細菌検査などの、衛生検査はどれくらいの頻度で、誰が、どのように行いますか。	月2回の細菌検査・水質検査、毎日の衛生チェックなど今までどおり実施する。
2-41	給食の民託は、順次、区内公立全園で実施されていきますか。	保育園だけでなく全庁的な退職者との兼ね合いで実施する予定である。
2-42	区税の福祉に対する運用について、児童福祉課以外の課はどんな対策をとっていますか。	資料6

3. 委託業者への要望

[illegible]

4. 区への要望

No.	質 疑 事 項	回 答
4-1	民託後何年かの間、園長は異動させずに、引き続き民託の経過を担当・監視して欲しい。	委託について責任の持てる人材をきちんと配置する。
4-2	給食サービスの質向上のための民託である以上、条件を満たさない業者には委託しない、該当業者無しなら民託は翌年に見送って欲しい。	仕様書等で条件を提示した上で、それを満たす事業者に参加してもらおう。
4-3	請負業者、実際に働く人に、保護者の意見書を見せて欲しい。	保護者の意見をあらゆる機会を捉えて伝えることに努める。
4-4	直営職員から、民託業者への引継ぎに万全を期すという約束は必ず守って欲しい。	3月中に習熟期間を設け引継ぎをする。
4-5	まず栄養士の配置を年明けにし、園職員との関係が出来た上で委託業者の導入を行い、給食室の中の人員にも、園の職員としての意識が芽生えるように配慮して欲しい。	課で既採用の現場経験のある職員の早期配置も含め、可能な限り実現に努める。
4-6	民託に関し、「これは絶対受け入れられない」といった問題点がない限り、民託を進める旨説明があったが、「これはダメ、これはOK」と判断できる情報が提示されていないので具体的な判断が出来ない。問題点を考えるために、保護者の質疑に対して具体的な情報を提示して欲しい。	前回と今回の説明内容でご理解をいただきたいと思う。
4-7	区として保護者に、民託に関して意見や要望を出して欲しいというのなら、その元となる情報を先に提示するのが道理はないか。保護者の不安を理解し、解消する必要がある。	
4-8	委託業者が決定した時点で、その業者の会社概要・履歴・実績などを公開して欲しい。	3月中にはお知らせする。
4-9	非常勤栄養士の研修の一環として、学校給食の栄養士と交流するなど、情報交換・意見を聞く場を設けてはどうか。区の栄養士研究会などに打診して欲しい。	有益なご意見であり、十分に参考にさせていただく。